

2-2-6 協定・覚書

北九州市とJR九州は、「都市における道路と鉄道との連続立体交差化に関する」要綱及び細目要綱に基づき、相互協力のもと平成16年から協定及び覚書等を適宜締結しました。

また、基本協定書第16条に基づき、年度ごとに事業施行における実施協定書を締結し、連続立体交差事業を推進してきました。

■ 協定・覚書等

締結日	種 別	内 容	締結者
平成16年5月18日	覚 書	（都市計画法第23条第6項に関する協議）高架事業及び駅前広場事業の円滑な事業促進について	北九州市 九州旅客鉄道株式会社
平成16年5月18日	確認書	高架事業及び駅前広場事業の円滑な事業促進について	北九州市 九州旅客鉄道株式会社
平成17年4月15日	基本協定	「都市における道路と鉄道との連続立体交差化に関する」要綱及び細目要綱に基づいて	北九州市 九州旅客鉄道株式会社
平成18年6月7日	基本協定 （第1回変更）	「都市における道路と鉄道との連続立体交差化に関する」要綱及び細目要綱に基づいて	北九州市 九州旅客鉄道株式会社
平成22年3月12日	確認書	土地交換（市への有償譲渡）について	北九州市 九州旅客鉄道株式会社
平成25年10月25日	基本協定 （第2回変更）	「都市における道路と鉄道との連続立体交差化に関する」要綱及び細目要綱に基づいて	北九州市 九州旅客鉄道株式会社
平成26年4月8日	基本協定 （第3回変更）	「都市における道路と鉄道との連続立体交差化に関する」要綱及び細目要綱に基づいて	北九州市 九州旅客鉄道株式会社
平成27年3月31日	確認書	実施協定における予算確保について	北九州市 九州旅客鉄道株式会社
平成27年7月30日	確認書	実施協定における予算確保について	北九州市 九州旅客鉄道株式会社
平成29年8月9日	基本協定 （第4回変更）	「都市における道路と鉄道との連続立体交差化に関する」要綱及び細目要綱に基づいて	北九州市 九州旅客鉄道株式会社
平成30年7月12日	確認書	災害事象処理について	北九州市 九州旅客鉄道株式会社
平成31年3月28日	確認書	暫定予算の対応について	北九州市 九州旅客鉄道株式会社
令和元年12月6日	高架下利用協定	JR 鹿児島本線等折尾駅付近鉄道高架化事業における高架下利用協定について	北九州市 九州旅客鉄道株式会社
令和3年12月7日	確認書	旧 JR 鹿児島本線・旧筑豊本線の構造部材について	北九州市 九州旅客鉄道株式会社
令和4年3月31日	基本協定 （第5回変更）	「都市における道路と鉄道との連続立体交差化に関する」要綱及び細目要綱に基づいて	北九州市 九州旅客鉄道株式会社
令和6年6月5日	覚 書 （第1回変更）	（都市計画法第23条第6項に関する協議）高架事業及び駅前広場事業の円滑な事業促進について	北九州市 九州旅客鉄道株式会社
平成16年度 ～令和6年度（毎年度）	実施協定	基本協定書第16条に基づく事業施行について	北九州市 九州旅客鉄道株式会社
令和7年3月28日	基本協定 （第6回変更：最終）	「都市における道路と鉄道との連続立体交差化に関する」要綱及び細目要綱に基づいて	北九州市 九州旅客鉄道株式会社

基本協定書

北九州市（以下「甲」という。）を事業主体とする「R鹿児島本線等折尾駅付近鉄道高架化事業（以下「事業」という。）の施行について、甲と九州旅客鉄道株式会社（以下「乙」という。）とは、平成16年3月30日付け「都市における道路と鉄道との連続立体交差化に関する要綱」（以下「基本要綱」という。）及び「都市における道路と鉄道との連続立体交差化に関する細目要綱」（以下「細目要綱」という。）に基づき、次のとおり協定する。

（相互協力）

第1条 甲及び乙は、事業等の円滑な実施を図るため、相互に協力するものとする。

（位置、設計及び工程）

第2条 事業位置、設計及び工程は別紙図書のとおりとする。

（事業の施行）

第3条 事業は、次の区分により施行するものとする。

甲施行	道路施設等	道路建設及びその他道路関連施設等
	鉄道施設	新線路用地の取得及び仮線路用地の借地

乙施行	道路施設等	仮設踏切道等
	鉄道施設	甲施行を除く鉄道施設

2 甲及び乙は、前項の事業のうち相互の施設に近接して事業を施行しようとするときは、あらかじめ協議するものとする。

3 甲及び乙は、事業の施行計画等について、あらかじめ協議するものとする。

4 新々堀川の施工区分については、別途協議するものとする。

（事業の費用）

第4条 事業に要する費用は、総額34,930,981千円とし、甲の施行に係る額は、3,511,977千円、乙の施行に係る額は31,419,004千円とする。

(費用の負担及び支払い)

第5条 前条における費用負担については、別紙工事費負担金額算定調書により、甲が31,564,283千円、乙が3,366,698千円をそれぞれ負担するものとする。

2 前項の費用の支出年度及びその額は次のとおりとし、平成17年度以降の各年度の支出時期、支出方法は、別途甲、乙協議するものとする。

	甲	乙
平成16年度まで	100,000千円	0千円
平成17年度以降	31,464,283千円	3,366,698千円
計	31,564,283千円	3,366,698千円

3 甲及び乙は、各年度ごとにおける決算額を当該年度終了後、速やかに相手方に通知するものとする。

(設計変更等及び事業費の精算)

第6条 現地の状況等により工事の設計を著しく変更しようとする場合、又は物価労賃の変動等により事業費に著しい変動をきたす場合には、あらかじめ甲、乙協議の上処理するものとする。

2 事業費は、事業完了後、速やかに精算するものとする。

(財産所有権等の帰属)

第7条 事業完了後の財産所有権の帰属及び保守の区分は次のとおりとする。

道路施設等	甲を含む道路管理者、水路施設管理者等
鉄道施設	乙

(踏切道の除却)

第8条 別紙踏切道除却調書に示す踏切道は、事業の完了までに乙が除却するものとする。

(撤廃物等の処理)

第9条 工事施行の結果発生する撤廃物については、所有する各々で処理するものとする。

2 工事の施行により購入又は設備した物件で工事完成後残存するものについては、その完成時における評価額を工事費の負担割合により精算するものとする。なお、その精算方法及び評価額については、別途甲、乙協議するものとする。

(用地の処理)

第10条 土地区画整理事業施行区域外で事業のため取得する鉄道用地は、基本要綱第8条及び細目要綱第14条によるものとし、その詳細については、別途事前に甲、乙で協議を行うものとする。

2 乙は、前項の甲帰属となる交差部用地を鉄道施設物存続中無償で占有できるものとする。

3 高架化事業により水路等を付替える場合の用地処理については、甲が行うものとし、詳細は、別途協議するものとする。

(高架下の利用)

第11条 高架下利用については、基本要綱第10条及び細目要綱第16条により処理するものとし、その利用計画については、乙の業務に支障のないよう、別途協議するものとする。

(交通規制等)

第12条 工事に伴い必要とする交通規制等の行政上の手続きは、甲、乙協議の上、甲が関係機関への申請手続きを行うものとし、乙はこれに協力するものとする。

(家屋等の調査及び補償)

第13条 家屋等の事前、事後調査は、甲、乙協議の上、甲において実施するものとし、事後調査の結果、判明した被害については、甲、乙それぞれの責めに帰する場合を除き、被害発生に伴う処置は、甲、乙協議の上、甲が主体的に処理するものとする。

(損害の処理)

第14条 事業の実施にあたって発生する損害は、甲、乙協議の上、甲が主体的に処理するものとする。

(苦情等の処理)

第15条 事業の施行に伴う苦情等は、甲、乙協議の上、甲が主体的に処理するものとする。

(実施協定)

第16条 甲及び乙は、事業施行について各年度の実施協定を締結するものとする。

(協定の有効期間)

第17条 この協定の有効期間は、本協定締結の日から精算が完了する日までとする。

(その他)

第18条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、
その都度甲、乙協議の上、処理するものとする。

この協定を締結した証として、この本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各
自1通を保有するものとする。

平成 17 年 4 月 15 日

甲

北九州市小倉北区内一番一号

北九州市

代表者 北九州市長 米 吉 興

乙

福岡市博多区博多駅前三丁目25番21号

九州旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 石 原 進

基本協定書(変更第1回)

北九州市(以下「甲」という。)を事業主体とするJR鹿児島本線等折尾駅付近
鉄道高架化事業(以下「事業」という。)の施工について、甲と九州旅客鉄道株式
会社(以下「乙」という。)とは、平成17年4月15日付けで締結した基本協定
書(以下「原協定書」という。)の一部を次のとおり変更する。

- 1 原協定書第3条第1項の条文を次のとおり改める。
(事業の施行)
第3条 事業は、次の区分により施行するものとする。

甲施行	道路施設等 鉄道施設	道路建設及びその他道路関連施設等 新線路用地の取得、仮線路用地の借地 及びトンネル工の一部
乙施行	道路施設等 鉄道施設	仮設踏切道等 甲施行を除く鉄道施設

- 2 原協定書第4条の条文を次のとおり改める。
(事業の費用)
第4条 事業に要する費用は、総額34,930,981千円とし、
(3,511,977千円)
甲の施行に係る額は、8,092,550千円、
(31,419,004千円)
乙の施行に係る額は26,838,431千円
とする。

上段()書は前回金額

- 3 原協定書第5条第1項中の別紙工事費負担金額算定調書を、別紙工事費負担
金額算定変更調書のとおり改める。

この協定を締結した証として、この本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、
各自1通を保有するものとする。

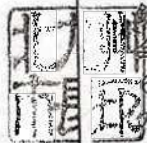
平成 18 年 6 月 7 日

甲 北九州市小倉北区内一番一
北九州市
代表者 北九州市長 末 吉 興

乙 福岡市博多区博多駅前三丁目25番21号
九州旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 石 原 進



基本協定書（変更第2回）



北九州市（以下「甲」という。）を事業主体とするＪＲ鹿児島本線等折尾駅付近
鉄道高架化事業（以下「事業」という。）の施行について、甲と九州旅客鉄道株式
会社（以下「乙」という。）とは、平成１７年４月１５日付で締結し、平成１８年
６月７日付で第１回変更した基本協定書（以下「原協定書」という。）の一部を次
のとおり変更する。

1. 原協定書第２条の工程を別紙工程表のとおり改める。

この協定を締結した証として、この本書２通を作成し、甲、乙記名押印のう
え各自その１通を保有するものとする。

平成 25 年 10 月 25 日

甲

北九州市小倉北区城内一番一号

北九州市

代表者 北九州市長 北 橋 健 治



乙

福岡市博多区博多駅前三丁目 25 番 21 号

九州旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 唐 池 恒 二



基本協定書（変更第3回）

北九州市（以下「甲」という。）を事業主体とするJR鹿児島本線等折尾駅付近
鉄道高架化事業（以下「事業」という。）の施行について、甲と九州旅客鉄道株式
会社（以下「乙」という。）とは、平成17年4月15日付で締結し、平成18年
6月7日付で第1回変更、平成25年10月25日付で第2回変更した基本協定
書（以下「原協定書」という。）の一部を次のとおり変更する。



原協定書第16条を次のとおり改める。
(年度協定)

((1)

- 第16条 各年度の工事の実施にあたっては、別途当該年度毎の工事施行に関する
年度協定を締結するものとする。
2 甲及び乙は、前項の年度協定の締結にあたり、工事の継続に支障しないよ
う努めるものとする。

2. 原協定書第18条（最終条）を第19条とし、第17条の次に次の1条を加
える。
(公正性と透明性の確保)

第18条 甲及び乙は、本協定による工事が公共事業であることに鑑み、工事の
執行にあたり相互に公正性、透明性の確保に努めるとともに、協力し適切な
事務処理に努め、事業の促進を図るものとする。

((

この協定を締結した証として、この本書2通を作成し、甲、乙記名押印のう
え各自その1通を保有するものとする。

平成 26 年 4 月 8 日



甲 北九州市小倉北区城内一番一
北九州市
代表者 北九州市長
福岡市博多区博多駅前三丁目25番21号
乙 九州旅客鉄道株式会社
代表取締役社長

北 橋 健 治
北九州市長印

唐 池 恒 立
九州旅客鉄道株式会社印

基本協定書（変更第4回）

北九州市（以下「甲」という。）を事業主体とするＪＲ鹿児島本線等折尾駅付近鉄道高架化事業（以下「事業」という。）の施行について、甲と九州旅客鉄道株式会社（以下「乙」という。）とは、平成１７年４月１５日付で締結し、平成１８年６月７日付で第１回変更、平成２５年１０月２５日付で第２回変更、平成２６年４月８日付で第３回変更した基本協定書（以下「原協定書」という。）の一部を次のとおり変更する。

１． 原協定書第２条の工程を別紙工程表のとおり改める。

２． 原協定書第４条の条文を次のとおり改める。

（事業の費用）

（３４，９３０，９８１）



第４条 事業に要する費用は、総額４８，６３０，３７９千円とし、甲の施行に係る額は

（８，０９２，５５０）

（２６，８３８，４３１）

８，８２３，７３４千円、乙の施行に係る額は３９，８０６，６４５千円とする。

上段（ ）書きは第１回変更時金額

３． 原協定書第５条の条文を次のとおり改める。

（費用の負担及び支払い）

第５条 前条における費用負担については、別紙工事費負担金額算定変更調書により、甲

（３１，５６４，２８３）

（３，３６６，６９８）

が４４，０４０，７５９千円、乙が４，５８９，６２０千円をそれぞれ負担するものとする。

上段（ ）書きは当初協定時金額

２ 前項の費用の支出年度及びその額は次のとおりとし、平成１７年度以降の各年度の支出時期、支出方法は、別途甲、乙協議するものとする。

	甲	乙
	（１００，０００）	（ ０）
平成１６年度まで	９３，６４０千円	０千円
	（３１，４６４，２８３）	（３，３６６，６９８）
平成１７年度以降	４３，９４７，１１９千円	４，５８９，６２０千円
	（３１，５６４，２８３）	（３，３６６，６９８）
計	４４，０４０，７５９千円	４，５８９，６２０千円
		上段（ ）書きは当初協定時金額

この協定を締結した証として、この本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成29年8月9日

甲

北九州市小倉北区内一丁目一
北九州市
代表者 北九州市長

北橋健治



乙

福岡市博多区博多駅前三丁目25番21号
九州旅客鉄道株式会社
代表取締役社長

青柳俊彦



基本協定書（変更第5回）

北九州市（以下「甲」という。）を事業主体とする「R鹿児島本線等折尾駅付近鉄道高架化事業（以下「事業」という。）の施行について、甲と九州旅客鉄道株式会社（以下「乙」という。）とは、平成17年4月15日付で締結し、平成18年6月7日付で第1回変更、平成25年10月25日付で第2回変更、平成26年4月8日付で第3回変更、平成29年8月9日付で第4回変更した基本協定書（以下「原協定書」という。）の一部を次のとおり変更する。

1. 原協定書第2条の工程を別紙工程表のとおり改める。

2. 原協定書第4条の条文を次のとおり改める。

（事業の費用）

(48,630,379)

第4条 事業に要する費用は、総額49,841,486千円とし、甲の施行に係る額は

(8,823,734)

(39,806,645)

9,731,446千円、乙の施行に係る額は40,110,040千円とする。

上段（ ）書きは第4回変更時金額

3. 原協定書第5条の条文を次のとおり改める。

（費用の負担及び支払い）

第5条 前条における費用負担については、別紙工事費負担金額算定変更調書により、甲

(44,040,759)

(4,589,620)

が45,121,486千円、乙が4,720,000千円をそれぞれ負担するものとする。

上段（ ）書きは第4回変更時金額

2. 前項の費用の支出年度及びその額は次のとおりとし、平成17年度以降の各年度の支出時期、支出方法は、別途甲、乙協議するものとする。

	甲	乙
	(93,640)	(0)
平成16年度まで	93,640千円	0千円
	(43,947,119)	(4,589,620)
平成17年度以降	45,027,846千円	4,720,000千円
	(44,040,759)	(4,589,620)
計	45,121,486千円	4,720,000千円
		上段（ ）書きは第4回変更時金額

この協定を締結した証として、この本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

令和 4 年 3 月 31 日

甲

北九州市小倉北区城内一番一号

北九州市

代表者 北九州市長

北 橋 健 治



乙

福岡市博多区博多駅前三丁目 25 番 21 号

九州旅客鉄道株式会社

代表取締役社長

青 柳 俊 彦



基本協定書（変更第6回）

北九州市（以下「甲」という。）を事業主体とするＪＲ鹿児島本線等折尾駅付近鉄道高架化事業（以下「事業」という。）の施行について、甲と九州旅客鉄道株式会社（以下「乙」という。）とは、平成１７年４月１５日付で締結し、平成１８年６月７日付で第１回変更、平成２５年１０月２５日付で第２回変更、平成２６年４月８日付で第３回変更、平成２９年８月９日付で第４回変更、令和４年３月３１日付で第５回変更した基本協定書（以下「原協定書」という。）の一部を次のとおり変更する。

- １． 原協定書第４条の条文を次のとおり改める。

（事業の費用）

（４９，８４１，４８６）

第４条 事業に要する費用は、総額４９，５２９，１７１千円とし、甲の施行に係る額は

（９，７３１，４４６）

（４０，１１０，０４０）

９，４１０，２５７千円、乙の施行に係る額は４０，１１８，９１４千円とする。

上段（ ）書きは第５回変更時金額

- ２． 原協定書第５条の条文を次のとおり改める。

（費用の負担及び支払い）

第５条 前条における費用負担については、別紙工事費負担金額算定変更調書により、甲

（４５，１２１，４８６）

（４，７２０，０００）

が４４，８４２，３９４千円、乙が４，６８６，７７７千円をそれぞれ負担するものとする。

上段（ ）書きは第５回変更時金額

- ２ 前項の費用の支出年度及びその額は次のとおりとし、平成１７年度以降の各年度の支出時期、支出方法は、別途甲、乙協議するものとする。

甲

乙

（９３，６４０）

（ ０）

平成１６年度まで ９３，６４０千円

０千円

（４５，０２７，８４６）

（４，７２０，０００）

平成１７年度以降 ４４，７４８，７５４千円

４，６８６，７７７千円

（４５，１２１，４８６）

（４，７２０，０００）

計 ４４，８４２，３９４千円

４，６８６，７７７千円

上段（ ）書きは第５回変更時金額



この協定を締結した証として、この本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

令和 7 年 3 月 28 日

甲

北九州市小倉北区城内一番一号

北九州市

代表者 北九州市長 武 内 和 久



乙

福岡市博多区博多駅前二丁目 25 番 21 号

九州旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 古 宮 洋

